

流域治水のための雨水流出抑制について

平井 一三 議員

自民党県議団の平井一三であります。通告に従いまして、流域治水のための雨水流出抑制について質問をいたします。

先週末の台風十四号は、一九五一年の統計開始以来初めて福岡県に上陸した台風でありました。幸い県内に大きな被害は発生していないと聞いておりますが、最近の台風の発生場所や進路は、これまでと少し違ってきているように思われます。また、近年の雨の降り方についても、これまでに経験したことのないような雨といった表現を聞くことが多くなりました。本県は、五年連続して大雨による被害が発生しました。本年は家屋や事務所、道路、河川、農地、林地、農業用施設、農産物の被害が各地で発生し、約二百五十億円の被害額となっております。国土交通省によれば、昨年二〇二〇年の福岡県の被害額は約六百四十億円でありました。しかし、実際にはこの被害額に計上されない小規模な被害や、社会活動が滞るなどの損失など、計り知れない損害が発生しているものと推しはかることができます。災害対策のため、毎年多額の予算が災害復旧費、農産物等の補償費、県民生活を維持していくための費用として充当されております。災害が発生した後の対症療法から、水害が発生しないための予防措置へ少しウエートをシフトしていくべきだと思っております。

降った雨を河川や水路が滞りなく流すことができれば水害は発生しないのですが、現実には河川や水路の整備が追いついていません。堤防は、洪水で被害を受けた箇所から順次改築が行われていますが、流下能力を向上させるための河川断面の拡幅などの河川整備はなかなか進んでいないように思われます。河川整備は、多額の予算と期間を要することは理解しておりますが、国土強靱化の観点からも、もう少しスピードを上げて進めるべきであると考えております。河川整備は一般に下流から工事が行われ、流下断面を確保するために、河川幅を広げたり、河床を下げたり、堤防を高くしたりしますが、最近の災害の特徴は、内水氾濫被害が増加していることでもあります。河川断面は確保されても、その下流側の河川水位が高いため十分な排水ができない、堤防は河川水が越流しないように高く整備されたが、流域の河川や水路からの流れ込みに支障が生じているといった状況も見られます。特に、市街地を中心とした地盤の低い低平地の浸水被害の原因になっております。

国は、気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築するために、河川、下水道管理者による治水に加えて、あらゆる関係者、国、都道府県、市町村、企業、住民等により流域全体で行う治水、いわゆる流域治水へ転換することで、施策や手段を充実し、それらを適切に組み合わせ、加速させることによって効率的、効果的な安全度向上を実現することを目指しているところであります。

流域治水は、今述べましたように、あらゆる関係者により流域全体で取り組んでいかなければ

ればなりません。そのためには、県の多くの部署が連携して取り組んでいく必要があると思っておりますが、どのような組織で、今後どのように進めていかれるのか、知事の考えをお聞きいたします。

国が掲げる氾濫を防ぐための対策は、雨水をしみ込ませる、雨水をためる、安全に流す、氾濫水を減らすなど広範囲であります。ここでは降った雨を一気に下流に放出せず、時間をかけてゆっくりと流下させる対策について質問をいたします。都市計画法における開発許可制度においては、開発によって雨水の流出量が増加し、河川や水路に悪影響を及ぼさないように、必要に応じて一定規模の調整池等を設置する等の対策を講じることが、許可の基準の一つになっております。しかしながら、病院、社会福祉施設、学校等の建築を目的とした開発については、平成十八年の法改正によって、初めて開発許可の対象に加えられたものであり、それまでは開発許可の対象外とされてきました。それらの施設においては、法改正前においても、当然一定の雨水流出対策が講じられていたものと考えますけれども、近年の都市化の進展により、周辺の土地利用の状況が随分変化してきた、そういう地域もあると考えます。

そこで、都市化の進展が雨水流出に及ぼす影響について認識を伺うとともに、開発許可について、県の対応を問います。

現在国が進めている流域治水を実現するためには、河川や水路の整備と併せて、雨水の貯留、浸透を図り、排水施設への負荷をできるだけ小さくすることも求められております。雨水流出削減の方法は、敷地内に調整池を設置する、あるいは地下タンクを設置する方法が一般的でありますけれども、敷地内やグラウンドなど、広い面積を対象として周囲を少しかさ上げし、全体を調整池とする方法も事例としてたくさんあります。このような取組、いわゆる流域対策が、まずは公共施設の管理者など、国、県、市町村の関係者によって実施されるよう、県として推進していく必要があると考えております。

県では、令和三年度当初予算において、流域対策実施計画の作成経費を計上されておりますが、この計画を活用し、流域対策の推進にどのように取り組むのかをお聞きいたします。

一九六九年に、現在の都市計画法が施行され、何度か制度の改正も行われてきた中で、町の形も大きく変わってきました。町の形の変化に雨水排水施設が十分に対応できていない地域もあります。今後流域治水の取組の中で改善されていければなと願っておりますが、これまでの民間事業も含めて設置されてきた調整池などの雨水調整施設の機能が、現在でもしっかりと確保されていることも重要であると考えております。開発許可において設置された、民間が管理する雨水調整施設を十分に機能させるための対応についてお聞きをいたします。

この流域治水は国主導で始まりました。流域治水を形にしていくためには、県や市町村でいろいろな事業を実施することになります。県でも県土整備部や建築都市部、農林水産部、教育委員会をはじめ多くの部署がいろいろな事業を実施することになりますので、多額の予算が必要になってまいります。当然県のインフラ整備を行うための予算も限られており

ます。国からの予算確保を、知事には働きかけていただきたいと思いますっておりますが、いかがでしょうか。

服部 誠太郎 知事

御答弁を申し上げます。

流域治水の推進についてでございます。一級水系につきましては国が水系ごとに、二級水系につきましては県が圏域ごとに、国、県、市町村から成る流域治水協議会を設置をいたしております。県からは県土整備部、農林水産部及び建築都市部のほかにも、取組内容に応じまして関係する部署が適宜参加をいたしております。全庁横断的に連携を図りながら流域治水に取り組んでいるところでございます。この協議会で策定をいたします流域治水プロジェクトは、一級水系では既に策定をされておきまして、二級水系では今年度末までに策定することといたしております。今後この協議会におきまして、プロジェクトの実効性を高めますため、参加する全ての関係者間で事業実施に当たっての課題の解決に向けた協議、広域的な調整、進捗管理を行うことにより、流域治水の推進にしっかりと取り組んでまいります。

次に、都市化の進展が地域の雨水の流出に及ぼす影響についてお尋ねがございました。都市化が進みますことによりまして、森林や田畑が減少し、地表がコンクリートやアスファルト、建物で覆われますことで、雨水が貯留、浸透する量が低下し、短時間で水路や河川に流れ込み、その結果、都市機能に影響を及ぼすような浸水被害の一因になっているものと認識をいたしております。このことから、県では土地の大規模な改変を伴います開発許可の審査に当たり、排水能力や排水路の経路の確認を行い、開発が浸水被害の原因とならないよう必要に応じ雨水調整施設の設置を指導しておるところでございます。

流域対策の推進についてでございます。雨水を貯留、浸透させ、河川への流出を抑制するための対策、いわゆる流域対策に取り組むことは大変重要でございます。県では、流域内のグラウンド、水田、民間の駐車場など、雨水貯留施設として活用可能な施設ごとに貯留量や対策効果などを一覧表として示しました流域対策実施計画を作成することといたしております。流域対策を着実に進めていきますためには、まず、公共施設から率先して始めることが重要でございます。このため、この計画の中から公共施設の管理者が効果的な対策メニューを抽出し実施できるよう、県が中心となりまして技術的な助言や広域的な調整を行ってまいります。県といたしましては、こうした取組を通じ、流域内において雨水貯留施設などの整備が進み、流域対策が推進されるよう取り組んでまいります。

次に、民間が管理をいたします雨水調整施設についてでございます。開発許可において設置をいたします雨水調整施設を、民間事業者が管理する場合、県は審査に当たりまして、民間事業者と市町村が施設の管理に関する協定を締結することを許可の条件といたしております。適切な管理がなされていないとの通報などがありました場合は、施設を管理する事業

者に対し、県と市町村で連携して、この協定に基づき調査を行い、必要に応じた指導を行っているところでございます。現在県では、開発許可の基準の見直しを進めておるところでございまして、施設がより適切に管理されますよう、その管理方法、市町村による施設への立入り権限、事業者への指導権限などが協定で明示されるよう改定を行うことといたしております。

最後に、流域治水の予算確保に向けた国への働きかけについてお尋ねがございました。今年八月の大雨被害を受けまして、八月二十六日に秋田議長と共に、被災現場の視察のために来県されました赤羽国土交通大臣に対し、流域治水をさらに加速するため、必要な予算を確保いただくよう直接要望を行いました。流域治水を進めるためには、河川整備に加えまして、グラウンドやため池を利用した雨水貯留施設の整備など、多岐にわたる対策の推進が不可欠でございます。このため関係する省庁に対し、政府予算要望の最重点項目といたしまして、流域治水の推進に必要な予算を確実に確保するよう、県議会と共にしっかりと働きかけを行ってまいります。

平井 一三 議員

最後に、一点要望をさせていただきます。

流域治水の推進に必要な県の予算の確保につきましては、先ほどの服部知事の答弁にありましたとおり、国に対し働きかけていただくということでした。この点につきましては、しっかり取り組んでいただきたいと思います。さらに流域治水を推進していくためには、県だけではなく、市町村、企業など、流域内のあらゆる関係者が対策に取り組むことが必要であります。また、あらゆる関係者が流域治水の実現に向け取り組んでいくためには、関係者に対する財政的な支援が不可欠であると考えています。こうしたことから、将来的に市町村や企業が流域治水を推進するために必要な予算の確保について、国への働きかけを検討していただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。(拍手)